

障精発 0327 第 1 号
令和 8 年 3 月 27 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

自立支援医療受給者証への加入医療保険情報の印字の省略について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立支援医療については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、令和 7 年の地方分権改革に関する提案募集において、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）への加入医療保険情報の印字の省略が提案されたところである。

当該提案に対する対応としては下記のとおり取り扱うこととして差し支えないので、貴職におかれては御了知のうえ、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方について配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

受給者証を発行する実施主体において、受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の印字を省略しても実務において支障は生じないと判断した場合は、当該印字を省略しても差し支えない。

なお、当該印字を省略する場合は、当該欄を空欄にする以外にも、※や斜線を引く等任意の方法で記載を省略したことがわかるようにするなど、実務に影響がないよう配慮することが望ましい。